**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**転出届は郵送とマイナポータルからオンライン手続きができます**

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話23-6079

　転出の届け出をせず、他市町村に引っ越してしまった場合など、窓口に来ることなく、郵送やマイナポータルからのオンラインで転出の手続きができます。

　詳しくは、市ウェブサイトまたはデジタル庁のウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

**郵送の場合**

　必要書類を、市民課住民記録担当へ郵送してください。

■必要なもの

①郵送による転出届出書

※市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

②転出先の住所・氏名を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒

③マイナンバーカードや運転免許証など、届け出する人の本人確認ができる書類の写し

国民健康保険証や印鑑登録証など、大崎市から発行しているもの

■郵送先

〒989─6188

大崎市古川七日町1番1号

市民課住民記録担当

**マイナポータルの場合**

　マイナンバーカードを持っている人は、手続きすることができます。

※転出後、15日を経過している場合は、手続きすることはできません。

■手続きできる人

引っ越しをする本人

※同一世帯の人が同じ新しい住所に引っ越しをする場合は、まとめて手続きができます。

■必要なもの

申請する本人のマイナンバーカード

※有効な署名用電子証明書が必要です。

**国民健康保険の資格変更はありませんか**

問い合わせ 保険給付課国民健康保険担当 電話23-6051

　就職や引っ越しなどで国民健康保険に新しく加入する場合や、喪失する場合は、14日以内に手続きが必要となります。手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、国民健康保険税と社会保険料を二重に納める可能性があります。

　国民健康保険の資格の変更があった人は、必ず手続きをしてください。

**国民健康保険加入・喪失手続き**

■手続きできる人

　本人、同一世帯の人、または本人からの委任状を持参できる人

※運転免許証など、本人確認書類が必要です。

※加入する場合と喪失する場合では、必要なものが異なります。詳しくは、問い合わせください。

■手続き場所

　市民課、または各総合支所市民福祉課

**社会保険をやめた人の健康保険について**

　次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

①任意継続被保険者制度

　社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間継続して加入することができます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。

　詳しくは、加入者本人の勤務先に確認してください。

②家族の社会保険など

　家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。

　詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

③国民健康保険

　市民課、または各総合支所市民福祉課で手続きを行ってください。